



市政



春日市ふれあい文化センター期日前投票所の設置期間 参議院議員選挙から変更します

問い合わせ先 選挙管理委員会事務局選挙担当

☎(584)1139 📠(584)1142 🆔 1003624

市は、選挙時に「春日市役所期日前投票所」と「春日市ふれあい文化センター期日前投票所」の2カ所の期日前投票所を設置し、投票日の前日まで運営しています。

このうち「春日市ふれあい文化センター期日前投票所」の設置開始日を変更します。

※設置期間は選挙の種類によって異なります。具体的な日程は、投票所入場整理券の裏面に記載します。また、選挙時に市ウェブサイトにも掲載しますので、事前に確認してください。

期日前投票所の設置開始日 別表参照

設置場所・開場時間

▷春日市役所期日前投票所

場所 市役所大会議棟1階中会議室

時間 午前8時30分～午後8時

▷春日市ふれあい文化センター期日前投票所

場所 同センター新館1階ロビー

時間 午前9時30分～午後8時

〇行けばトクするセンキョ割

市と福岡女学院大学は包括連携協定を結んでおり、その一環として、同大学心理学科の学生の提案による「センキョ割」を実施しています。投票所で受け取った「来所証明書」を飲食店などに持参すると、お得なサービスを受けることができます。

詳しくは、同大学心理学科Instagramを見てください。



▲同大学心理学科Instagram
ム(センキョ割)

別表

	公示(告示)日 (投票日から少なくとも)	春日市役所 期日前投票所	春日市ふれあい文化センター 期日前投票所
市長・市議会議員選挙	7日前	公示(告示)日の翌日	公示(告示)日の翌日
県議会議員選挙	9日前	公示(告示)日の翌日	公示(告示)日の翌日
県知事選挙	17日前	公示(告示)日の翌日	投票日の8日前
衆議院議員選挙	12日前	公示(告示)日の翌日	投票日の8日前
参議院議員選挙	17日前	公示(告示)日の翌日	投票日の8日前

※赤枠部分が変更箇所です。

※春日市ふれあい文化センター期日前投票所は、月曜日(同センター休館日)は開設しません。



▲めいすいファミリー

福祉



7月下旬に送付します

令和7年度介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書

問い合わせ先 高齢課介護保険担当

☎(584)1111(代) ☎(584)3090

送付の対象は、介護保険料を特別徴収（年金から差し引き）で納める人です。

なお、今年の途中（8月または10月）から特別徴収が始まる人は、開始月の前月までは6月に送付した納付書での納付（または口座振替）が必要です。

○特別徴収のしくみ

年金からの特別徴収は、4月、6月、8月の「仮徴収」と、10月、12月、2月の「本徴収」の年6回に分けて行われます。

福祉



支給します

定額減税補足給付金（不足額給付）

申請先 福祉支援課地域福祉担当（〒816-8501

春日市役所）

ID 1016037

問い合わせ先

▷定額減税補足給付金（不足額給付）コールセンター

☎(981)0108（月～金曜日（祝日を除く）の午前9時～午後5時）

▷配偶者などからの暴力を理由に避難している人の手続きについて：福祉支援課地域福祉担当

☎(981)0118 ☎(584)1142

令和6年度に所得税、住民税から定額減税をしきれないと見込まれる人へ支給した定額減税補足給付金（当初調整給付）の支給額に不足がある人に、給付金を支給します。

対象と思われる人には、7月以降順次書類を郵送します。8月になっても届かない場合や書類を紛失した人は、コールセンターに問い合わせてください。

対象 令和7年1月1日時点で春日市に居住、または令和7年の住民税の課税地が春日市であり、次のいずれかに該当する人

※納税義務者本人の合計所得金額が1,850万円以下である場合に限りです。

①令和6年中に扶養人数が増えたり、令和5年より所得が減ったりしたことにより、定額減税補足給付金（当初調整給付額）に不足がある

②青色事業専従者・事業専従者（白色）や、令和6年分所得税にかかる合計所得金額および令和6年度分個人住民税にかかる合計所得金額が48万円以上の人で、本

人または扶養親族として定額減税の算定対象にならず、非課税世帯給付金の対象にもならなかった

給付額

①令和6年分所得税が確定した後の本来給付すべき額から令和6年度当初調整給付の所要額を差し引いた額（0円以下の場合は支給なし）

②4万円（令和6年1月1日時点で国外に居住する人は3万円）

※令和6年分所得税額は令和6年分確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書をもとに算定します。

申請方法 9月30日（火）（消印有効）までに、確認書または申請書類を郵便で提出する

※対象者のうち、令和6年度当初調整給付金を春日市で受給した人には、「支給のお知らせ」を送付します。この場合、口座変更がない限り、書類の返送は不要です。発送から1カ月程度で前回支給口座に振り込みます。

※マイナンバーカードを持っている人は、マイナポータル（ぴったりサービス）から電子申請ができます。

注意事項

▷代理人による申請・受け取りなどは、追加書類が必要な場合があります。

▷配偶者やその他親族からの暴力を理由に住所地以外に避難している人も、一定の要件を満たせば受給できる場合があります。詳しくは現在住んでいる市区町村に問い合わせてください。

▷給付金に便乗した詐欺に気を付けてください。国や市役所などをかたった不審な電話や郵便物が届いたら、市役所や警察署に連絡してください。



80歳、90歳、100歳以上が対象 高齢者祝金・祝品を贈呈

連絡・問い合わせ先 高齢課高齢者支援担当
☎(981)0115 ☎(584)3090 ID 1002001

○祝金・祝品

9月中旬から順次贈呈を行います。

対象・贈呈内容

- ▷80歳(昭和20年4月1日～同21年3月31日生まれ)
および90歳(昭和10年4月1日～同11年3月31日生まれ)
5,000円を、各自治会を通じて、または市から贈呈
 - ▷100歳(大正14年4月1日～同15年3月31日生まれ)
1万円を、市から贈呈
 - ▷101歳以上(大正14年3月31日以前生まれ)
祝品を、市から贈呈
- ※令和7年8月31日時点で市に住民登録がある人が対象です。

○個人情報に関する取り扱い

市は、各自治会と「高齢者祝金等支給事業及び敬老祝賀に係る市長祝辞配付事業に関する協定書」を締結しています。これに基づき、敬老祝金の配付および自治会開催の敬老祝賀会などのために、祝金対象者名簿および各自治会が定める敬老祝賀会などの対象者名簿(氏名、フリガナ、年齢、住所(6月末および8月末時点のもの))を、各自治会に提供します。

自治会への個人情報の提供に同意しない人は、高齢課に申し出てください。



テーマは「わたしの思い出」 第34回春日市弥生の里児童画大賞展作品募集

応募・問い合わせ先 文化スポーツ課文化担当(〒816-0831
大谷6-24ふれあい文化センター旧館)
☎(575)4121 ☎(593)7380 ID 1001756

楽しかった思い出や特別な思い出を、自由に描いてください。

対象 県内に居住する小学生

応募期間 7月8日(火)～9月12日(金)(必着)

規格 四つ切画用紙(38cm×54cm)に限る(画材自由)
※応募方法など、詳しくは市ウェブサイトを見てください。

○表彰など

▷授賞式

入賞者には、賞状と副賞を贈呈します。

期日 12月6日(土)

場所 同センター旧館サンホール

▷作品展示会

入選・入賞作品約250点を展示します。

期日 12月5日(金)～14日(日)

場所 同センター新館ギャラリー



▲第33回弥生の里大賞「あまい!でかい!植木のスイカ」
つばやま れい
坪山 礼さん(福岡海星女子学院付属小学校4年(当時))

市政



国民健康保険資格確認書等・ 限度額適用認定証の更新

申請・問い合わせ先

▷国民健康保険について：国保医療課国保担当

☎(584) 1121 ☎(584) 1141

▷マイナ保険証について：マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120(95)0178(自動音声案内⑤)

▷月～金曜日：午前9時30分～午後8時

▷土・日曜日、祝日：午前9時30分～午後5時30分

○資格確認書等の更新

現在使用している国民健康保険（以下、国保）資格確認書（橙色。令和6年12月1日以前の発行分は名称に被保険者証と記載）および資格情報のお知らせの有効期限は、7月31日です。

8月1日から使える資格確認書などの書類は、7月中旬に送付します。

有効期限 令和8年7月31日(1年間)

送付内容

▷マイナ保険証（保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード）を持っている人

「資格情報のお知らせ」を普通郵便で送付

※マイナ保険証が利用できない医療機関の受診や、読み取りができない場合などは、①マイナ保険証、②マイナポータルの資格情報画面または「資格情報のお知らせ」の2点を提示することで受診できます。

▷マイナ保険証を持っていない人

「資格確認書」を特定記録郵便で送付

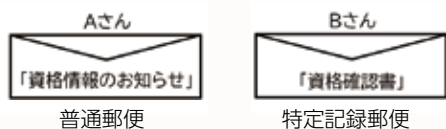
注意事項

▷住民登録地以外へ郵便物の転送手続きをしても、資格確認書などは転送されません。住民登録地以外に居住している人は、すぐに住民票を異動してください。

▷国保税の滞納がある場合、状況に応じて医療機関での支払いが10割負担となる特別療養の対象となる場合があります。

▷「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」は、世帯主あてに別々の封筒で送ります。

(例) マイナ保険証を「登録済のAさん」と「未登録のBさん」の2人世帯の場合



○限度額適用認定証

入院などにより、窓口での支払いが高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額にするために医療機関に提出する書類です。

これまでは、事前に市役所で手続きをし、限度額適用認定証を医療機関に提出する必要がありましたが、顔認証付カードリーダー設置医療機関では、限度額適用認定証の提示は原則不要です。設置医療機関は厚生労働省ウェブサイトを見てください。



▲マイナ保険証受付対応医療機関
(厚生労働省ウェブサイト)

発行手続きが必要な場合

▷世帯主と国保被保険者の全員が市民税非課税の世帯であって、直近12カ月の入院日数が90日を超える人が入院時の食事療養費などの減額を受けるとき（低所得Iの区分を除く）

▷顔認証付カードリーダーを設置していない医療機関で限度額の適用を受けるとき

申請開始日 7月11日(金)

※申請開始日は、窓口が大変混雑します。急ぎでない人は、翌日以降に申請してください。

※8月1日から有効の認定証は、8月29日(金)まで申請できます。

必要なもの

▷届け出る人の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証などの官公署が発行した証明書など）

▷世帯主と対象者のマイナンバーが分かるもの

▷委任状（世帯主以外の方が申請する場合）

※70～74歳の自己負担割合が2割で市民税が課税の人と、自己負担割合が3割で市民税課税所得が690万円以上の人は、申請は不要です。

※国保税の滞納がある場合、限度額の適用が受けられない場合があります。

福祉



7月中旬に送付します

後期高齢者医療資格確認書

問い合わせ先 国保医療課医療担当

☎(981)0114 📠(584)1141 🆔 1014639

後期高齢者医療の被保険者全員に、8月1日から使える新しい「資格確認書」(紫色)を送付します。資格確認書を医療機関の窓口で提示することで、これまでの被保険者証と同じように受診することができます。

有効期限 令和8年7月31日(1年間)

注意事項

- ▷ 令和6年12月2日から保険証などが廃止されたことに伴い、マイナ保険証の有無にかかわらず、令和7年8月の年次更新までの間は資格確認書を交付する暫定的な運用としていましたが、運用期間が令和8年7月31日までに延長となりました(🆔1015992)。
- ▷ 保険証が廃止され資格確認書になったことに伴い、自宅のポストに投函する特定記録郵便(配達日時が記録される)での送付となります。
- ▷ 資格確認書は原則、住所地に送付します。受取人などを変更する場合は、あらかじめ送付先変更届を提出してください。



▲資格確認書(紫色)

○限度額適用認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証の廃止

昨年まで送付していた限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、限度額認定証など)は発行終了となり、資格確認書に限度額の適用区分や長期入院該当日、特定疾病区分(以下、適用区分など)を併記する仕組みとなりました。併記された資格確認書を医療機関で提示することで、医療機関での支払い額が限度額までとなります。

現在、限度額認定証などを持っている人で8月から引き続き対象となる人は、資格確認書に併記されます。

対象 次のいずれかに該当する人

- ▷ 世帯全員の市町村民税が非課税
 - ▷ 自己負担割合が3割の人で、所得が一定未満
- ※新たに適用区分などの併記を希望する人は、申請が必要です。詳しくは問い合わせてください。

○マイナ保険証

医療機関などでは、マイナンバーカードを保険証として利用できます。

利用するには、医療機関のカードリーダーやマイナポータルなどでの「利用申込」が必要です。

利用するメリット

▷ より適切な医療が可能

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報を医師などと共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。

※薬剤情報は、令和3年9月以降に診療したものから3年分の情報が閲覧できます。

▷ 健康管理に役立つ

マイナポータルで自分の特定健診情報が閲覧できるようになると、自分の薬剤情報も閲覧できます。

※特定健診情報は、令和2年度以降に実施したものから5年分(直近5回分)の情報が閲覧できます。

▷ 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要

適用区分などが併記されていなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

※自治体独自の医療費助成などについては、医療証などの提示が必要です。

▷ 保険証として使える

引越しをしても、マイナンバーカードを保険証として引き続き使うことができます。

※医療保険者が変わる場合は、加入の届け出が必要です。



7月中旬に送付します

令和7年度後期高齢者医療保険料額決定通知書

問い合わせ先 国保医療課医療担当

☎(981)0114 📠(584)1141 ID 1008811

令和6年中の所得金額と世帯の状況を基に計算した、令和7年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。

保険料は県内どの地域でも同じ基準で算定され、世帯の所得額などに応じて、均等割額が軽減されます。保険

料の改定が行われていますので、詳しくは同封のチラシを見てください。

納付方法 原則として年金からの差し引き（特別徴収）

※年金額などにより、納付書払いや口座振替（普通徴収）に変わることがあります。必ず決定通知書を確認してください。なお、年金差し引きや納付書払いの人は、申し出により口座振替に変更できます。



出前トーク「市長と語る」

8月の日程

問い合わせ先 経営企画課企画担当

☎(584)1133 📠(584)1145 ID 1006782

○地区トーク

より良い春日のまちづくりのため、市長が各地区公民館を訪問し、市民の皆さんと意見を交換します。

期日・場所

- ▷8月5日(火): 宝町地区公民館
- ▷8月6日(水): ちくし台地区公民館
- ▷8月19日(火): 大和町地区公民館
- ▷8月21日(木): 大谷地区公民館
- ▷8月26日(火): 若葉台東地区公民館
- ▷8月28日(木): 若葉台西地区公民館

時間 午後7時～8時30分

○全体トーク（六中サミット）

市内6中学校の生徒会役員が、実践発表と市長などとの意見交換を行います。一般の人は参観のみです。

日時 8月8日(金)

午前11時55分～午後0時40分

場所 ふれあい文化センター旧館大会議室



▲出前トークの様子



守りましょう

犬の散歩マナー

問い合わせ先 環境課生活環境担当

☎(584)1111(代) 📠(584)1147 ID 1001271

散歩は、飼い犬のストレス軽減のための大切な習慣の一つです。しかし、マナーを守らないと、周囲の人に迷惑を掛けることになります。大切な犬と安心して暮らしていくために、散歩のマナーを守りましょう。

▷首輪やリードを着ける

首輪やリードは犬をコントロールするために必須です。事故から守るためにも散歩時は伸びないタイプものを利用し、できるだけ短く持ちましょう。

▷ふん尿は適切に処理する

ふん尿の放置や不適切な処理は、犬が嫌われる最大の要因です。ふんは残らないように持ち帰り、尿は水やペット用消臭剤を使用して洗い流しましょう。

▷夏場は散歩の時間帯に注意する

アスファルトが熱された夏場の日中の散歩は、犬にとって過酷なものとなり、やけどや熱中症などのリスクが高くなります。散歩をする時は、日差しが強い時間帯を避けましょう。





福祉

申請してください

重度障害者医療受給資格の更新

申請・問い合わせ先 国保医療課医療担当

☎(981)0114 ☎(584)1141 ID 1008808

重度障害者医療証を持っている人のうち、市が受給資格を審査し、認定基準を満たした人に、新しい医療証を9月下旬に送付します。

ただし、受給者本人、配偶者および扶養義務者の所得が確認できない場合や、受給者本人が市外に住んでいる場合などは、書類の提出が必要です。

7月中に必要な書類の案内を送付しますので、期限までに提出してください。

書類を提出しない場合は、10月1日で受給資格を喪失します。

また、所得制限を超えているなどの理由で認定基準を満たさない場合は、その旨を通知します。

※手元にある医療証の有効期間終了日までに医療証または通知が届かない場合は、問い合わせてください。

※重度障害者医療証の新規申請は、随時受け付けています。



福祉

さまざまな分野が連携して支援します

重層的支援体制による相談対応

問い合わせ先 福祉支援課地域福祉担当

☎(981)0118 ☎(584)1142

生活上の課題が複雑・複合化している人や世帯に対し、福祉の各分野の相談窓口が協力して一体的、包括的に対応する体制(重層的支援体制)を作り、相談を受け付けています。

介護、障がい、子育て、生活困窮など、さまざまな課題を抱えている人が「どこに相談してよいかわからない」「窓口で何度も同じ説明をするのが大変」といった不安や負担を軽減できるよう、各窓口で受けた相談を関係機関が共有して連携し、それぞれの状況に応じて最適な支援を行います。

相談窓口

▷高齢者：地域包括支援センター(ID 1000933)

▶市北地域包括支援センター

担当地区 須玖北、須玖南、弥生、小倉、昇町、岡本、桜ヶ丘、日の出町、サン・ビオ

☎(589)6227

☎(589)6228

▶市南地域包括支援センター

担当地区 紅葉ヶ丘、松ヶ丘、惣利、塚原台、大土居、天神山、上白水、下白水北、下白水南、白水池、白水ヶ丘、泉

☎(595)8188

☎(595)6069

▶市東地域包括支援センター

担当地区 宝町、千歳町、若葉台東、光町、若葉台西、ちくし台、大谷、小倉東、大和町、春日原、春日原南、春日公園、春日、平田台

☎(404)0310

☎(404)0225

▷障がい者：市障がい者基幹相談支援センター(ID 1005476)

☎(584)1127

☎(584)1154

▷子ども・子育て：市こども家庭センター(ID 1001080)

☎(584)1015

☎(501)0051

▷経済的困窮：暮らしサポート「よりそい」(ID 1001101)

☎(515)2098

☎(581)7258

▷生活保護：保護課

☎(584)1125

☎(584)3090

▷心や体の健康：健康課(いきいきプラザ内)

☎(501)1134

☎(501)1135

▷相談窓口が分からない場合：(仮称)福祉総合相談窓口(市社会福祉協議会)

☎(581)7225

☎(581)7258

市政



分かりやすい情報発信のため

市のXアカウントをリニューアルします

問い合わせ先 秘書広報課広報広聴担当

☎(584)1111(代) ☎(584)1145 ID 1012188

市はこれまで、内容に応じ複数のXアカウントで情報発信を行ってきましたが、今後はアカウントを統合していきます。

統合により、災害時などに一人でも多くの人に早く確実に情報が届くようにするとともに、市の魅力やイベント、子育て情報など、さまざまな情報を積極的に発信することで、利便性の向上を目指します。また、発信力を高めるだけでなく、統一性のある投稿を行い、見やすく分かりやすい情報発信に努めます。

統合後のアカウント

▷春日市【公式】(@Kasuga_City)

既存の「春日市広報 (@kasuga_PR)」アカウントをリニューアルしました。ぜひフォローしてください。

※春日市広報アカウントをフォローしていた人は、自動的に統合後のアカウントに移行されています。

廃止するアカウント

7月以降、順次アカウントを廃止していきます。対象となるアカウントは、それぞれのXアカウントで随時知らせます。



▲春日市【公式】
Xアカウント

講演講座



気軽に参加してください

スマホ教室@スマサポ号(無料)

申込先 ソフトバンク専用コールセンター

☎0800(111)9442(午前10時～午後6時、土・日曜日可)

問い合わせ先 デジタル政策課デジタル政策担当

☎(584)1118 ☎(584)1145 ID 1011730

専用車(スマサポ号)内で受講する、オンライン形式の教室です。自分のスマートフォン(スマホ)を使って受講できます。貸出用のスマホも用意していますので、スマホ

を持っていない人も参加できます。

日時・場所・内容 別表参照

定員 各3人(申込先着順)

申込方法 開催日前日の午後6時までにソフトバンク専用コールセンターに電話で申し込む

※予約に空きがある場合は、当日参加も可能です。

別表 7月開催スケジュール

期日	午前11時～正午	午後0時30分～1時30分	午後2時30分～3時30分	午後3時45分～4時45分	場所
4日 (金)	スマホを触ってみよう※1	スマホの使い方 (入門編)※2	スマホの使い方 (基礎編)※3	スマホの使い方 (応用編)※4	市役所
11日 (金)	スマホを触ってみよう※1	スマホの使い方 (入門編)※2	スマホの使い方 (基礎編)※3	スマホの使い方 (応用編)※4	いきいきプラザ
18日 (金)	始めよう! 災害の備え※5	フィルタリングと ネットの危険性※6	スマホ決済の使い方※7	アプリで ネットショッピング※8	市役所
25日 (金)	スマホの セキュリティについて※9	スマホの使い方 (入門編)※2	スマホの使い方 (基礎編)※3	スマホの使い方 (応用編)※4	いきいきプラザ

※1 電源の入れ方・ボタン操作の仕方を知ろう、電話・カメラを使う

※2 スマホの画面の見方、電話、文字入力、メール

※3 マップを使いながら基本操作、ルート検索、カメラの撮影、動画の撮影、QRコード読み取り

※4 インターネットの調べ方、音声操作、アプリの追加方法、移動方法

※5 防災対策・情報収集、お薦めの防災アプリ

※6 スマホの危険、フィルタリングを使用するために

※7 スマホ決済とは、不安要素と対処法、アプリ登録、体験

※8 商品の探し方、注文、支払い方法

※9 よくある不安、詐欺の手口、安全な使い方



年金

国民年金保険料

免除・納付猶予制度があります

申請・問い合わせ先

- ▷ 南福岡年金事務所 (〒815-8558福岡市南区塩原3-1-27)
 ☎(552)6112(自動音声案内②→②を押す)
 ☎(541)7649
- ▷ 市民課年金担当
 ☎(981)0112 ☎(584)1141 ID 1009868

国民年金保険料の支払いが経済的に困難な場合、申請し承認されると保険料の納付を免除または猶予される制度があります。

令和7年度(7月～令和8年6月)の申請は、7月1日(火)から受け付けます。過去の未納の期間は、2年1ヵ月前までさかのぼって申請が可能です。

免除などが承認されると、その期間中は将来の老齢基礎年金の受給額が減ります。

審査基準 別表参照

※審査結果は、日本年金機構からはがきで通知されます。

申請方法

▷ マイナポータル

利用者登録後、所定の手続きに沿って申請する

▷ 郵送申請

日本年金機構ウェブサイトまたは年金事務所から申請書を入手して申請する

※年金事務所に電話で申請書を取り寄せる場合は、申請者の基礎年金番号が必要です。

※郵送申請に必要な書類については、申請書の案内を確認してください。

▷ 市役所窓口

来庁者の本人確認書類を持参して申請する

※本人確認書類とは、マイナンバーカードなど官公署が発行した顔写真付きのものです。顔写真付きの本人確認書類がない場合は、資格確認書または健康保険被保険者証や基礎年金番号通知書(年金手帳)など2点が必要です。

※令和6年1月以降の失業を理由として申請をする場合は、雇用保険被保険者離職票などの写しが必要です。雇用保険適用外の場合は問い合わせてください。

※代理人の場合は、委任状(様式は任意、同居親族でも必要)および代理人の本人確認書類が必要です。

○ 保険料の追納

免除などが承認された月から10年以内であれば、保険料を納付すること(追納)ができます。詳しくは年金事務所に問い合わせてください。



▲日本年金機構ウェブサイト

別表 国民年金保険料免除・猶予一覧(令和7年度)

免除・猶予区分	保険料額 (定額17,510円)	将来の年金受給額に 反映する率	所得審査基準	
			所得基準(免除・猶予申請年度の前年所得)	審査対象者
全額免除	0円	全額納付した場合の 2分の1	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円	本人 配偶者 世帯主
4分の3免除	4,380円	全額納付した場合の 8分の5	88万円+扶養親族等控除等額+社会保険料控除等額	
半額免除	8,760円	全額納付した場合の 8分の6	128万円+扶養親族等控除等額+社会保険料控除等額	
4分の1免除	13,130円	全額納付した場合の 8分の7	168万円+扶養親族等控除等額+社会保険料控除等額	
納付猶予 (50歳未満が対象)	0円	年金額に反映されない	全額免除と同じ基準	本人 配偶者

※4分の3・半額・4分の1免除では、表の保険料を納めなければ未納と同じ扱いになります。

※老人扶養親族や特定扶養親族(16歳以上19歳未満)がいる場合は、一部免除の所得基準が変わります。

※地方税法に定める障害者控除、寡婦またはひとり親の控除を受けている場合、基準額が変わります。